

第四次厚木基地爆音訴訟の判決内容

	横浜地裁 2014年5月21日判決	東京高裁 2015年7月30日判決	最高裁 2016年12月8日判決
損害賠償	<p>2005年1月1日以降、2013年9月2日まで、社会生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせているので国の賠償責任は免れない。</p> <p>将来請求は却下</p>	<p>2005年1月1日以降、2015年5月14日まで、社会生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせているので国の賠償責任は免れない。</p> <p>控訴審判決で確定、それぞれ月額 95W=2万円、90W=1万6000円、85W=1万2000円、80W=8000円、75W=4000円。</p> <p>将来請求を認める(期間限定)2015年5月15日から2016年12月31日*までに生ずべき損害も認容する</p>	<p>・将来請求は却下</p>
飛行差し止め	<p>民事訴訟</p> <p>自衛隊機については却下</p> <p>米軍機に対しては棄却</p>	<p>自衛隊機については却下</p> <p>米軍機に対しては棄却</p>	<p>・自衛隊機については棄却 9月15日</p> <p>・米軍機に対しては棄却 9月15日</p>
	<p>行政訴訟</p> <p>自衛隊機について、毎日午後10時から翌日午前6時までやむを得ない事由に基づく場合を除き自衛隊機を運行させてはならない。</p> <p>米軍機については却下</p>	<p>自衛隊機について2016年12月31日*まで毎日午後10時から翌日午前6時までやむを得ない事由に基づく場合を除き自衛隊機を運行させてはならない。</p> <p>米軍機については却下</p>	<p>・上告 8月11日</p> <p>・「上告・上告申し立てについて」決定 9月15日</p> <p>・米軍機の差し止めは「支配の及ばない第三者」に対する請求として排斥 9月15日</p> <p>・口頭弁論 10月31日</p> <p>・判決 12月8日</p> <p>・自衛隊機の差し止めについて、控訴審の判断を覆し請求棄却 12月8日</p>

※2016年12月31日で期限を区切っているのは、2017年以降に空母艦載機を岩国基地に移転するという計画を日米政府が打ち出し、それを裁判所が改善策として認めたというのが理由である。逆に言えば裁判所はそれまでは爆音の被害が続くと判断したということになる。